

兵庫県警察本部告示第325号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月15日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



1 聴聞の期日

令和7年10月28日 午前9時から

2 聴聞の場所

明石市荷山町1649番地の2

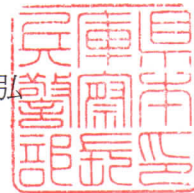
兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第327号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月15日

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘



1 聴聞の期日

令和7年10月30日 午前9時から

2 聴聞の場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場

兵庫県公安委員会告示第214号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項の規定に基づく聴聞について、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月15日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄



1 聴聞の期日

令和7年10月30日 午後1時から

2 聴聞の場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場